

「川内及び玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請」に関する  
核セキュリティ及び保障措置への影響について

川内及び玄海原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1 申請の概要

- 火災防護設計に係る系統分離対策として、火災防護教育に以下の内容を追加する。  
原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器の機能を火災から防護することを目的とした可燃物の持ち込み管理についての教育訓練
- 火災防護設計に係る系統分離対策として、火災予防活動に以下の内容を追加する。  
ケーブルトレイを除く電線管等に敷設する火災防護対象ケーブルから水平距離6mの範囲内の可燃物の持ち込み管理についての運用

2 核セキュリティ、保障措置への影響

- 核セキュリティ：影響なし  
(理由)
  - ・ 防護対象の追加等はない
  - ・ 核物質防護に係る設備や運用の変更等はなく、侵入防止対策に係る性能への影響はない
- 保障措置：影響なし  
(理由)
  - ・ 原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可が不要
  - ・ 計量管理規定記載の設計情報質問表 (DIQ) の変更が不要
  - ・ 計量管理規定記載の封印又は監視装置 (査察カメラ) の移設又は新規設置が生じず、管理に支障が生じない
  - ・ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設しない
  - ・ 既存の査察実施方針に影響がない

以 上